

# 育児支援を行う事業主への助成金制度

## 1. 看護休暇制度導入奨励金

改正育児・介護休業法の全面施行（平成14年4月～）により、有給休暇とは別に小学校就学前の子の看護のための休暇制度を導入することが事業主の努力義務とされました。これに伴い、新たに創設された助成金です。

### 主な支給要件

小学校就学前の子を養育する従業員が、子供のケガや病気、予防注射、乳幼児検診等の際に取得できる休暇制度（ ）を有給休暇とは別に新たに設置すること。

有給・無給は問いませんが、**休暇日数を年間5日以上**としなければなりません。

上記の制度を労働協約又は就業規則に記載すること。

制度利用者が初めて生じたときから3ヶ月以内に（財）21世紀職業財団に申請すること。

支給額	中小企業 40万円	大企業 30万円
-----	-----------	----------

## 2. 育児両立支援奨励金

育児をしながら働く従業員の仕事と育児の両立を支援するべく、勤務時間短縮等の措置を講じる事業主に一定額を助成する制度です。

### 主な支給要件

職業家庭両立支援者（1企業につき1人）を選任すること。

小学校就学前の子を養育する従業員が利用できる、以下のいずれかの制度を新たに設置すること。

短時間勤務制度	フレックスタイム制
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	所定時間外労働をさせない制度

上記の制度を労働協約又は就業規則に記載すること。

**3歳以上～小学校就学前の子を養育する従業員**に対し上記制度を利用させた事業主であること。

3ヶ月以上の制度利用者が初めて生じたときから3ヶ月以内に（財）21世紀職業財団に申請。

支給額	中小企業 40万円	大企業 30万円
-----	-----------	----------

奨励金は1事業主につき1回とされ、導入した制度ごとに支給されるものではありません。

### アドバイス

平成14年4月から、3歳未満（改正前は1歳未満）の子を養育する従業員に対し、

法令上の義務履行と併せてのご検討を！

短時間勤務制度	フレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
所定時間外労働をさせない制度	託児施設の設置運営等	育児休業に準ずる制度

のいずれかの措置を講じることが企業の義務とされています。とは言いましても、子育ては「3歳」で一区切りというわけではありませんし、「小学校就学まで」を一つの区切りと考え、制度導入を検討されてはいかがでしょうか。決して大きな額の助成金とは言えませんが、対象者がほんの数名しかいない企業様等では活用のメリットがあるのではないのでしょうか。

## 3. その他の育児・介護支援助成金制度

託児施設等の利用に際し従業員が支払う費用の全部又は一部を負担する事業主に対し、その負担額の3分の2を助成する「**育児・介護費用助成金**」や、少々大掛かりですが、事業所内（近接地や通勤経路等でも可）に託児施設を新たに設置する事業主、または既に有している託児施設を増築する事業主に対して、新設や増設に要した費用及びその運営費の2分の1を助成するという「**事業所内託児施設助成金**」等の制度もありますので、構想があれば検討されてみてはいかがでしょうか。